

■ 解説

本問で学ぶ答案の書き方

第1問から第3問では、基本的な答案の書き方を学習する。

特に本問では、言い分（請求）の検討・確定【書き方①】、法的根拠（条文・制度）の検討・確定【書き方②】、要件（文言）充足性の検討【書き方③】、効果（文言）該当性の検討【書き方④】、言い分（請求）の検討結果の指摘【書き方⑤】を学習する。

反論の検討【書き方⑥】もあるが、それは第2問で学習する。

第1 設問1

1 言い分（請求）の検討・確定 【書き方①】

まず、「その事例で、誰が、誰に、何を言いたいのかという言い分」を検討し、確定する（①）。
その際、「設問に真正面から答える形で」言い分を検討し、確定する（① i）。

設問1は、「Aは、Bに対し、どのような請求をすることができるか」である。つまり、「誰が」はA、「誰に」はBであることは明らかである。一方、「どのような請求をする」となっているため、「何を言いたいのか」は明らかでない。そこで、事例を読んで考える必要がある。

その際、「法的な見方を離れ、素人的に生の」言い分を検討し、確定する（① ii）。

事例1は、AがBに本件パソコンを売ったのに、Bが代金を支払わないという事例である。つまり、Aは、Bに代金を支払ってほしいと考えるはずである。したがって、「どのような請求をする」、「何を言いたいのか」は、代金を支払ってほしいということになる。

このように、言い分を検討・確定するには、事例を丁寧に読む必要がある。また、言い分の検討・確定が上手くいかない初学者等は、事例を丁寧に読むこと、解説・解答例等から言い分を読み取ることを行い、「このような事例ではそのような生の言い分をするらしいとインプットする」形で学習していくのもよいだろう。

なお、Aは、Bに対し、代金の利息（575Ⅱ本文）も支払ってほしいと考える可能性もある。しかし、答案の書き方を学習する観点から、細部といえる当該部分は除外して検討を進める。

2 法的根拠（条文・制度）の検討・確定 【書き方②】

言い分を確定した後は、「言い分を法的に根拠付ける条文・制度は何か」を検討し、確定する（②）。
その際、「当該条文・制度の文言が言い分と合致する直接の」法的根拠を検討し、確定する（② i）。
また、「言い分の当事者が相手方と契約関係にあると考えている場合は契約関係の法的根拠を、契約関

係にないと考えている場合は法定債権や物権等といった契約関係以外の法的根拠を」検討し、確定する(②ii)。

事例1では、上記のとおり、Aは、Bと売買契約の関係にあると考えているはずである。したがって、「言い分の当事者が相手方と契約関係にあると考えている場合は契約関係の法的根拠」の方になる。また、555条では「相手方がこれに対してその代金を支払う」とされている。したがって、「契約関係の法的根拠」であって、「当該条文・制度の文言が言い分と合致する直接の」法的根拠は、売買契約に基づく代金支払請求権(555)ということになる。

上記言い分と法的根拠をまとめると、答案上は「Aは、Bに対し、売買契約に基づく代金支払請求権(555条)を根拠に、100万円の支払を請求する」といった表現になるだろう。

3 要件(文言)充足性の検討 書き方③

法的根拠を確定した後は、「法的根拠の要件(文言)の充足性を検討」する(③)。
 その際、要件の充足性は、「問題提起」、「解釈(規範定立・論証)」、「あてはめ」、「要件充足性の結論」の順で検討する(③ii)。

事例1・設問1では、上記のとおり、売買契約に基づく代金支払請求権を法的根拠として確定した。当該請求権が認められるための要件は、「当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約すること」(555)である。当該要件について、「問題提起」、「解釈(規範定立・論証)」は不要だろう。したがって、「あてはめ」を検討する。

「あてはめ」は、「具体的事実部分」、「評価・意味付け部分」で構成される(「評価・意味付け部分」の指摘が不要な場合もある。)(③v)。

「具体的事実部分」として、AがBに本件パソコンを100万円で売ったことを指摘する。当該事実に対する「評価・意味付け部分」は不要だろう。よって、「要件充足性の結論」として、「当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約すること」に当たることを指摘する。

なお、「当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約すること」という文言ではなく、売買契約の締結といった表現をする方がほとんどであると思われる。しかし、まずは条文の文言を大事にするという法律学習の基本を守るという意味で、条文の文言を引用する形の表現をここでは採用している。

4 効果(文言)該当性の検討 書き方④

全ての要件を充足する場合、効果が発生するため、「法的根拠の効果(文言)の該当性を検討」する(④)。

その際、効果該当性は、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」、「あてはめ・効果該当性の結論」の順で検討する（④ ii）。

事例 1・設問 1 では、上記のとおり、売買契約に基づく代金支払請求権を法的根拠として確定した。当該請求権の内容（効果）は、「相手方がこれに対してその代金を支払う」こと（555）である。当該効果について、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」は不要だろう。したがって、「あてはめ・効果該当性の結論」を検討する。すなわち、B が A に 100 万円を支払うことを指摘する。

なお、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」が不要となる場合、効果該当性の検討全体が不要になるのがほとんどだろう。なぜなら、言い分（請求）の検討・確定（①）、法的根拠（条文・制度）の検討・確定（②）の段階で、効果該当性も実質的に検討していることになっているといえるからである。

事例 1・設問 1 でも、言い分（請求）の検討・確定（①）、法的根拠（条文・制度）の検討・確定（②）の段階で、売買契約に基づく代金支払請求権を根拠に 100 万円の支払を請求すると表現することで、効果該当性も実質的に検討したことになっているといえる。

しかし、まずは、言い分（請求）の検討・確定（①）、法的根拠（条文・制度）の検討・確定（②）、要件（文言）充足性の検討（③）、効果（文言）該当性の検討（④）、言い分（請求）の検討結果の指摘（⑤）、反論の検討（⑥）の順で検討するという全体の流れを学習するため、効果該当性も別途検討する形で表現をここでは採用している。

5 言い分（請求）の検討結果の指摘 **書き方⑤**

最後に、これまでの検討結果として、「冒頭の言い分についての検討結果を指摘」する（⑤）。その際、「設問に真正面から答える形で」検討結果を指摘する（⑤ i）。

設問 1 は、「A は、B に対し、どのような請求をすることができるか」となっている。したがって、答案上は「A は、B に対し、100 万円の支払を請求することができる」といった表現になるだろう。

第 2 設問 2

1 言い分（請求）の検討・確定 **書き方①**

まず、「その事例で、誰が、誰に、何を言いたいのかという言い分」を検討し、確定する（①）。

その際、「設問に真正面から答える形で」言い分を検討し、確定する（① i）。

設問 2 は、「C は、D に対し、どのような請求をすることができるか」である。つまり、「誰が」は C、「誰に」は D であることは明らかである。一方、「どのような請求をする」となっているため、「何を言いたいのか」は明らかでない。そこで、事例を読んで考える必要がある。

その際、「法的な見方を離れ、素人的に生の」言い分を検討し、確定する（① ii）。

事例 2 は、C が D から本件パソコンを購入し代金も支払ったのに、D が本件パソコンを引き渡さないため、C は D との間の売買契約を解消するという事例である。

つまり、Cは、Dとの間の売買契約を解消した、支払った代金を返してほしいと考えるはずである。すなわち、Cの言い分は二つある。

∴ 複数の言い分がある場合、「言い分相互の関係を考え、最終的な」言い分を検討し、確定する (① iii)。

上記二つの言い分は、売買契約は解消された、「だから」、支払った代金を返してほしいという「関係」にあるといえる。したがって、「最終的な」言い分は、支払った代金を返してほしいということになる。

なお、Cは、Dに対し、利息 (545 II) も支払ってほしいと考える可能性もある。しかし、答案の書き方を学習する観点から、細部といえる当該部分は除外して検討を進める。

2 法的根拠 (条文・制度) の検討・確定 **書き方②**

言い分を確定した後は、「言い分を法的に根拠付ける条文・制度は何か」検討し、確定する (②)。

その際、「当該条文・制度の文言が言い分と合致する直接の」法的根拠を検討し、確定する (② i)。

また、「言い分の当事者が相手方と契約関係にあると考えている場合は契約関係の法的根拠を、契約関係にないと考えている場合は法定債権や物権等といった契約関係以外の法的根拠を」検討し、確定する (② ii)。

事例2では、上記のとおり、Cは、Dと売買契約の関係にあったが、それが解消されたから、代金を返してほしいと考えている。このような契約解消後の関係も、広い意味での契約関係にある場合に含まれる。したがって、「言い分の当事者が相手方と契約関係にあると考えている場合は契約関係の法的根拠」の方になる。また、545条1項本文では「相手方を原状に復させる」(545 I 本文)とされている。したがって、「契約関係の法的根拠」であって、「当該条文・制度の文言が言い分と合致する直接の」法的根拠は、解除に基づく原状回復請求権 (545 I 本文) ということになる。

上記言い分と法的根拠をまとめると、答案上は「Cは、Dに対し、解除に基づく原状回復請求権 (545条1項本文) を根拠に、100万円の支払を請求する」といった表現になるだろう。

なお、法的根拠として催告解除 (541本文) を指摘するのは適切とはいえないだろう。なぜなら、同条は「契約の解除をすることができる」としているため、当該文言は上記売買契約は解消されたとの言い分と合致するのであって、上記代金を返してほしいとの言い分と直接合致するわけではないからである。

3 要件 (文言) 充足性の検討 **書き方③**

∴ 法的根拠を確定した後は、「法的根拠の要件 (文言) の充足性を検討」する (③)。

(1) 事例2・設問2では、上記のとおり、解除に基づく原状回復請求権を法的根拠

として確定した。当該請求権が認められるための要件は、「当事者の一方がその解除権を行使した」ことである（545 I 本文）。

…… ここで、要件充足性に関する言い分（主張）、法的根拠（条文・制度）、要件（文言）充足性、効果（文言）該当性、当該言い分の検討結果の順で検討する場合がある（③ i）。

事例 2・設問 2 では、上記二つの言い分のうち、本件売買契約は解消されたとの言い分が指摘される。すなわち、本件売買契約の解消が認められれば、「当事者の一方がその解除権を行使した」ことに当たるとの主張として整理されることになる。

- (2) 上記本件売買契約は解消されたとの言い分の法的根拠は、上記のとおり、催告解除（541）である。
- (3) 催告解除が認められるための要件は、「当事者の一方がその債務を履行しない」こと、「相手方が」「履行の催告をし」たこと、「相当の期間を定め」ること、「相当」「期間内に履行がない」こと、履行遅滞が違法であること、「期間を経過した時における債務の不履行が」「軽微で」ないこと（541 ただし書）、「債権者の責めに帰すべき事由によ」らないこと（543）、「解除」の「意思表示」があること（540 I）である。

…… このように、複数の要件がある場合、「一つずつ」検討する（③ vi）。また、要件の充足性は、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」、「あてはめ」、「要件充足性の結論」の順で検討する（③ ii）。

…… なお、代金を返してほしいとの言い分とその法的根拠、要件の充足性検討という枠の中に、本件売買契約は解消されたとの言い分とその法的根拠、要件の充足性検討という枠があることになる。このような階層構造の枠組みも意識できるとよいだろう（③ i）。

一つ目の「当事者の一方がその債務を履行しない」ことについて、事例 2・設問 2 では、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」は不要だろう。したがって、「あてはめ」を検討する。

…… 「あてはめ」は、「具体的事実部分」、「評価・意味付け部分」で構成される（「評価・意味付け部分」の指摘が不要な場合もある。）（③ v）。

「具体的事実部分」として、本件売買契約があることを指摘する。当該事実に対する「評価・意味付け部分」として、D が本件パソコンを引き渡す債務を負う（555）ことを指摘する。さらに、「具体的事実部分」として、D が本件パソコンを引き渡さないことを指摘する。当該事実に対する「評価・意味付け部分」は不要だろう。よって、「要件充足性の結論」として、「当事者の一方がその債務を履行しない」ことに当たるとを指摘する。

二つ目の「相手方が」「履行の催告をし」たことについて、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」は不要だろう。したがって、「あてはめ」を検討する。

…… 「あてはめ」は、「具体的事実部分」、「評価・意味付け部分」で構成される（「評価・意味付け部分」の指摘が不要な場合もある。）（③ v）。

「具体的事実部分」として、本件パソコンを引き渡すよう連絡したことを指摘する。当該事実に対する「評価・意味付け部分」は不要だろう。よって、「要件充足性の結論」として、「相手方が」「履行の催告をし」たことに当たることを指摘する。

三つ目の「相当の期間を定め」ることについて、「問題提起」する。

「問題提起」は、「具体的事実を踏まえつつ」指摘する（③iii）。

事例2・設問2では、当日中としたことを踏まえつつ、「相当の期間を定め」ることに当たらないのではないかと指摘する。

これに対する「解釈（規範定立・論証）」は、「理由付け部分」、「結論としての規範・基準部分」で構成される（③iv）。

事例2・設問2では、債務を履行しない者を保護する必要はないとの「理由付け部分」、客観的相当期間が経過すれば解除でき、「相当の期間を定め」る必要はないとの「結論としての規範・基準部分」を指摘する。要件としては不要である以上、「あてはめ」は不要だろう。したがって、当日中との事実があったとしても、本件売買契約を解除できるとの結論を断る程度でよいだろう。

四つ目の「相当」「期間内に履行がない」ことについて、事例2・設問2では、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」は不要だろう。したがって、「あてはめ」を検討する。

「あてはめ」は、「具体的事実部分」、「評価・意味付け部分」で構成される（「評価・意味付け部分」の指摘が不要な場合もある。）（③v）。

「具体的事実部分」として、4月15日の催告と5月1日になっても引き渡ししないことを指摘する。当該事実に対する「評価・意味付け部分」も不要だろう。よって、「要件充足性の結論」として、「相当」「期間内に履行がない」ことに当たることを指摘する。

五つ目の履行遅滞が違法であることについて、法的根拠である541条には定められていないが、要件とされているため検討する。

事例2・設問2では、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」は不要だろう。したがって、「あてはめ」を検討する。

「あてはめ」は、「具体的事実部分」、「評価・意味付け部分」で構成される（「評価・意味付け部分」の指摘が不要な場合もある。）（③v）。

「具体的事実部分」として、CがDに100万円を支払ったことを指摘する。当該事実に対する「評価・意味付け部分」として、Dに同時履行の抗弁権（533本文）が認められないことを指摘する。よって、「要件充足性の結論」として、履行遅滞が違法であることに当たることを指摘する。

六つ目の「期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微で」ないことについて、事例2・設問2では、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」は不要だろう。したがって、「あてはめ」を検討する。

「あてはめ」は、「具体的事実部分」、「評価・意味付け部分」で構成される（「評価・意味付け部分」の指摘が不要な場合もある。）（③v）。

「具体的事実」として、5月1日になってもDが本件パソコンを引き渡さないことを指摘する。これに対する「評価・意味付け部分」として、売主としての義務を何も履行していないことを指摘する。よって、「要件充足性の結論」として、「期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微で」ないことに当たることを指摘する。なお、軽微でないことが明らかすぎると考えて、上記「評価・意味付け部分」は不要と考えることも可能だろう。

七つ目の「債権者の責めに帰すべき事由によ」らないことについて、事例2・設問2では、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」は不要だろう。したがって、「あてはめ」を検討する。

「あてはめ」は、「具体的事実部分」、「評価・意味付け部分」で構成される（「評価・意味付け部分」の指摘が不要な場合もある。）（③v）。

「具体的事実部分」として、Cに落ち度がないことを指摘する。当該事実に対する「評価・意味付け部分」は不要だろう。よって、「要件充足性の結論」として、「債権者の責めに帰すべき事由によ」らないことに当たることを指摘する。

八つ目の「解除」の「意思表示」があることについて、事例2・設問2では、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」は不要だろう。したがって、「あてはめ」を検討する。

「あてはめ」は、「具体的事実部分」、「評価・意味付け部分」で構成される（「評価・意味付け部分」の指摘が不要な場合もある。）（③v）。

「具体的事実部分」として、本件売買契約を解消する旨の連絡をしたことを指摘する。当該事実に対する「評価・意味付け部分」は不要だろう。よって、「要件充足性の結論」として、「解除」の「意思表示」に当たることを指摘する。

全ての要件を充足する場合、効果が発生するため、「法的根拠の効果（文言）の該当性を検討」する（④）。逆にいえば、効果（文言）該当性の検討に進む場合、「全ての要件の充足性」を検討する（③vii）。すなわち、上記八つ全ての要件の充足性を検討する必要がある。

効果該当性は、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」、「あてはめ・効果該当性の結論」の順で検討する（④ii）。

- (4) 事例2・設問2は、上記のとおり、催告解除を法的根拠として確定した。当該法的根拠の効果は、「契約の解除」（541本文）である。当該効果について、事例2・設問2では、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」は不要だろう。した

がって、「あてはめ・効果該当性の結論」として、本件売買契約の解除を指摘する。

なお、事例1・設問1と同様、効果該当性の検討全体が不要になるだろう。しかし、要件充足性に関する言い分（主張）、法的根拠（条文・制度）、要件（文言）充足性、効果（文言）該当性、当該言い分の検討結果の順で検討する場合がある（③ i）という流れを学習するため、効果該当性も別途検討する形での表現をここでは採用している。

- (5) 当該言い分の検討結果を指摘する。事例2・設問2では、本件売買契約は解消されたとの言い分が認められることを指摘する。
- (6) そして、大枠である「当事者の一方がその解除権を行使した」ことについて、要件充足性の結論を指摘する。事例2・設問2では、当該要件に当たることを指摘する。

4 効果（文言）該当性の検討 **書き方④**

全ての要件を充足する場合、効果が発生するため、「法的根拠の効果（文言）の該当性を検討」する（④）。

その際、効果該当性は、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」、「あてはめ・効果該当性の結論」の順で検討する（④ ii）。

事例2・設問2では、上記のとおり、解除に基づく原状回復請求権を法的根拠として確定した。当該請求権の効果は、「相手方を原状に復させる」（545 I 本文）である。当該効果について、事例2・設問2では、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」は不要だろう。したがって、「あてはめ・効果該当性の結論」として、DがCに100万円を支払うことを指摘する。

なお、事例1・設問1と同様、効果該当性の検討全体が不要になるだろう。しかし、言い分（請求）の検討・確定（①）、法的根拠（条文・制度）の検討・確定（②）、要件（文言）充足性の検討（③）、効果（文言）該当性の検討（④）、言い分（請求）の検討結果の指摘（⑤）（、反論の検討（⑥））の順で検討するという全体の流れを学習するため、効果該当性も別途検討する形での表現をここでは採用している。

5 言い分（請求）の検討結果の指摘 **書き方⑤**

それまでの検討結果として、「当事者の言い分に対する最終結論を指摘」する。

その際、「設問に真正面から答える形で」検討結果を指摘する（⑤ i）。

設問2は、「Cは、Dに対し、どのような請求をすることができるか」となっている。したがって、答案上は「Cは、Dに対し、100万円の支払を請求することができる」といった表現になるだろう。

第3 設問3

1 言い分（請求）の検討・確定 **書き方①**

まず、「その事例で、誰が、誰に、何を言いたいのかという言い分」を検討し、確定する（①）。
その際、「設問に真正面から答える形で」言い分を検討し、確定する（① i）。

設問3は、「Xは、Yに対し、どのような請求をすることができるか」である。つまり、「誰が」はX、「誰に」はYであることが明らかである。一方、「どのような請求をする」となっているため、「何を言いたいのか」は明らかでない。そこで、事例を読んで考える必要がある。

その際、「法的な見方を離れ、素人的に生の」言い分を検討し、確定する（① ii）。

事例3は、XがYが起こした本件事故により両足を骨折し、入院費用として100万円を支払ったという事例である。つまり、Xは、入院費用をYに支払ってほしいと考えるはずである。したがって、「どのような請求をする」、「何を言いたいのか」は、100万円を支払ってほしいということになる。

なお、Xは、Yに対し、遅延損害金（415 I 本文）も支払ってほしいと考える可能性もある。しかし、答案の書き方を学習する観点から、細部といえる当該部分は除外して検討を進める。

2 法的根拠（条文・制度）の検討・確定 **書き方②**

言い分を確定した後は、「言い分を法的に根拠付ける条文・制度は何か」検討し、確定する（②）。

その際、「当該条文・制度の文言が言い分と合致する直接の」法的根拠を検討し、確定する（② i）。

また、「言い分の当事者が相手方と契約関係にあると考えている場合は契約関係の法的根拠を、契約関係にないと考えている場合は法定債権や物権等といった契約関係以外の法的根拠を」検討し、確定する（② ii）。

事例3では、Xは、本件事故があるにすぎず、Yと契約関係にあると考えていないはずである。したがって、「契約関係にないと考えている場合」の方になる。また、709条では「損害を賠償する」（709）とされている。したがって、「契約関係以外の法的根拠」であって、「当該条文・制度の文言が言い分と合致する」のは、不法行為に基づく損害賠償請求権（709）ということになる。

上記言い分と法的根拠をまとめると、答案上は「Xは、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権（709条）を根拠に、100万円の支払を請求する」といった表現になるだろう。

3 要件（文言）充足性の検討 **書き方③**

法的根拠を確定した後は、「法的根拠の要件（文言）の充足性を検討」する（③）。

その際、要件の充足性は、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」、「あてはめ」、「要件充足性の結論」の順で検討する（③ ii）。

事例3・設問3では、上記のとおり、不法行為に基づく損害賠償請求権を法的根拠として確定した。当該請求権が認められるための要件は、「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者」であること、「損害」が「生じた」こと、「よって」といえること、「故意又は過失」があることである。

「このように、複数の要件がある場合、「一つずつ」検討する(③vi)。また、要件の充足性は、「問題提起」、「解釈(規範定立・論証)」、「あてはめ」、「要件充足性の結論」の順で検討する(③ii)。

一つ目の「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者」であることについて、事例3・設問3では、「問題提起」、「解釈(規範定立・論証)」は不要だろう。したがって、「あてはめ」を検討する。

「あてはめ」は、「具体的事実部分」、「評価・意味付け部分」で構成される(「評価・意味付け部分」の指摘が不要な場合もある。)(③v)。

「具体的事実部分」として、本件事故により両足を骨折したことを指摘する。当該事実に対する「評価・意味付け部分」として、身体の安全が害されたことを指摘する(不要と判断する可能性もあるだろう)。よって、「要件充足性の結論」として、「他人の権利」「を侵害した」ことに当たることを指摘する。なお、当該要件には、「侵害」の対象として「他人の権利」と「他人の」「法律上保護される利益」の二つがあるから、どちらに当たるのか明らかにする必要があるだろう。

二つ目の「損害」が「生じた」ことについて、事例3・設問3では、「問題提起」は不要だろう。一方、「解釈(規範定立・論証)」を検討する。

「解釈(規範定立・論証)」は、「理由付け部分」、「結論としての規範・基準部分」で構成される(指摘が不要な場合や「理由付け部分」の指摘が不要な場合もある。)(③iv)。

「理由付け部分」は不要と考え、「結論としての規範・基準部分」として、「損害」とは、不法行為がなかった場合の被害者の財産状態と不法行為があった場合の被害者の財産状態の差をいうことを指摘する。当該解釈に沿って「あてはめ」を検討する。

「あてはめ」は、「具体的事実部分」、「評価・意味付け部分」で構成される(「評価・意味付け部分」の指摘が不要な場合もある。)(③v)。

「具体的事実部分」として、入院費用として100万円を支払ったことを指摘する。当該事実に対する「評価・意味付け部分」として、本件事故がなかった場合は100万円残っていること、本件事故があった現在は100万円残っていないこと、すなわち、そこに差額があることを指摘する。よって、「要件充足性の結論」として、100万円の「損害」が「生じた」ことに当たることを指摘する。

三つ目の「よって」といえることについて、事例3・設問3では、「問題提起」、「解釈(規範定立・論証)」は不要だろう。したがって、「あてはめ」を検討する。

「あてはめ」は、「具体的事実部分」、「評価・意味付け部分」で構成される（「評価・意味付け部分」の指摘が不要な場合もある。）（③v）。

「具体的事実部分」として、本件事故により両足を骨折し、入院費用100万円を支払ったことを指摘する。当該事実に対する「評価・意味付け」は不要だろう。よって、「要件充足性の結論」として、「よって」といえることに当たることを指摘する。

四つ目の「故意又は過失」があることについて、事例3・設問3では、「問題提起」は不要だろう。一方、「解釈（規範定立・論証）」を検討する。

「解釈（規範定立・論証）」は、「理由付け部分」、「結論としての規範・基準部分」で構成される（指摘が不要な場合や「理由付け部分」の指摘が不要な場合もある。）（③iv）。

「理由付け部分」は不要と考え、「結論としての規範・基準部分」として、「過失」とは、結果回避義務違反のことをいうことを指摘する。その上で、当該解釈に沿って「あてはめ」を検討する。

「あてはめ」は、「具体的事実部分」、「評価・意味付け部分」で構成される（③v）。

「具体的事実部分」として、Yが自動車を運転していたことを指摘する。当該事実に対する「評価・意味付け」として、人に自動車を衝突させないようにするための前方注視義務としての結果回避義務があったことを指摘する。さらに「具体的事実部分」として、スマートフォンの操作に夢中で前方を注視していなかったことを指摘する。当該事実に対する「評価・意味付け部分」として、結果回避義務違反といえることを指摘する。よって、「要件充足性の結論」として、「過失」があることに当たることを指摘する。なお、当該要件には、「故意」と「過失」の二つがあるから、どちらに当たるのか明らかにする必要があるだろう。

4 効果（文言）該当性の検討 **書き方④**

全ての要件を充足する場合、効果が発生するため、「法的根拠の効果（文言）の該当性を検討」する（④）。逆にいえば、効果（文言）該当性の検討に進む場合、「全ての要件の充足性」を検討する（③vii）。すなわち、上記四つ全ての要件の充足性を検討する必要がある。

効果該当性は、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」、「あてはめ・効果該当性の結論」の順で検討する（④ii）。

事例3・設問3では、上記のとおり、不法行為に基づく損害賠償請求権を法的根拠として確定した。当該請求権の効果は、「損害を賠償する」（709）である。当該効果について事例3・設問3では、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」は不要だろう。したがって、「あてはめ・効果該当性の結論」として、Yが100万円を支払うことを指摘する。

なお、事例1・設問1、事例2・設問2と同様、効果該当性の検討全体が不要になるだろう。しかし、

言い分（請求）の検討・確定（①）、法的根拠（条文・制度）の検討・確定（②）、要件（文言）充足性の検討（③）、効果（文言）該当性の検討（④）、言い分（請求）の検討結果の指摘（⑤）（、反論の検討（⑥））の順で検討するという全体の流れを学習するため、効果該当性も別途検討する形での表現をここでは採用している。

5 言い分（請求）の検討結果の指摘 **書き方⑤**

最後にこれまでの検討結果として、「冒頭の言い分についての検討結果を指摘」する（⑤）。その際、「設問に真正面から答える形で」検討結果を指摘する（⑤ i）。

設問3は、「Xは、Yに対し、どのような請求をすることができるか」となっている。したがって、答案上は「Xは、Yに対し、100万円の支払を請求することができる」といった表現になるだろう。

■ 答案構成例

第1 設問1

A⇒B 売買契約に基づく代金支払請求権（555）



555条の要件についてあてはめ



Aの請求は認められる

第2 設問2

1 C⇒D 解除に基づく原状回復請求権（545 I 本文）



2 催告解除の要件検討（541本文）



3 DがCに対して100万円を返還することは「相手方を原状に復させる」（545 I 本文）に当たる



4 Cの請求は認められる

第3 設問3

1 X⇒Y 不法行為に基づく損害賠償請求権（709）



2 不法行為の要件検討



3 Yが100万円を支払うことは「損害を賠償する」に当たる



4 Xの請求は認められる

■ 答案例

第1 設問1

Aは、Bに対し、売買契約に基づく代金支払請求権（民法（以下、法令名省略）555条）を根拠に、100万円の支払を請求することができるか。

「当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約すること」について、Aは、Bに対し、本件パソコンを100万円で売った。したがって、当該要件に当たる。

「相手方がこれに対してその代金を支払う」について、BがAに100万円を支払うことは、当該効果に当たる。

よって、Aは、Bに対し、100万円の支払を請求することができる。

第2 設問2

1 Cは、Dに対し、解除に基づく原状回復請求権（545条1項本文）を根拠に、100万円の返還を請求することができるか。

2 「当事者の一方がその解除権を行使した」ことについて、Cは、Dに対し、催告解除（541条本文）を根拠に、本件売買契約の解除を主張することができるか。

「当事者の一方がその債務を履行しない」ことについて、本件売買契約がある。つまり、Dは、Cに対し、売買契約に基づく目的物引渡義務（555条）を根拠に、本件パソコンを引き渡す「債務」を負うといえる。それにもかかわらず、Dは、本件パソコンを引き渡さない。したがって、「当事者の一方がその債務を履行しない」ことに当たる。

「相手方が」「履行の催告をし」たことについて、Cは、Dに対し、本件パソコンを引き渡すよう連絡した。したがって、当該要件に当たる。

「相当の期間を定め」ることについて、Cは、上記催告の際、当日中とした。この場合、当該要件に当たるか。そもそも、債務を履行しない者を保護する必要はない。したがって、客観的に相当期間が経過すれば解除は認められると解する。すなわち、「相当の期間を定め」ることは不要であると解する。本件でも、当日中としたとしても、解除が認められ得る。

「相当」「期間内に履行がない」ことについて、4月15日、Cは、Dに対し、上記催告をした。その後、5月1日になっても、Dは本件パソコンを引き渡さない。したがって、当該要件に当たる。

履行遅滞が違法であることについて、CはDに対し100万円を支払った。つまり、「相手方がその債務の履行」「を提供」しないことに当たらないから、DのCに対する同時履行の抗弁権（533条本文）は認められないといえる。したがって、履行遅滞が違法であることに当たる。

「期間を経過した時における債務の不履行が」「軽微で」ないこと（541条ただし書）について、5月1日になっても、Dは本件パソコンを引き渡さない。つまり、Dは、売主としての義務を何も履行していないといえる。したがって、当該要件に当たる。

「債権者の責めに帰すべき事由によ」らないこと（543条）について、Dが本件パソコンを引き渡さないことについて、Cに落ち度はない。したがって、当該要件に当たる。

「解除」の「意思表示」があること（540条1項）について、Cは、Dに対し、本件売買契約を解消する旨の連絡をした。したがって、当該要件に当たる。

よって、Cは、Dに対し、本件売買契約の解除を主張することができる。すなわち、「当事者の一方がその解除権を行使した」ことに当たる。

3 「相手方を原状に復させる」について、DがCに対し100万円を返還することは、当該効果に当たる。

4 以上より、Cは、Dに対し、100万円の返還を請求することができる。

第3 設問3

1 Xは、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権（709条）を根拠に、100万円の支払を請求することができるか。

2 「他人の権利」「を侵害した者」であることについて、Xは、本件事故により、両足を骨折した。つまり、身体の安全を害されたといえる。したがって、Yは当該要件に当たる。

「損害」が「生じた」ことについて、「損害」とは、不法行為がなかった場合の被害者の財産状態と不法行為があった場合の被害者の財産状態の差をいう。本件では、Xは、入院費用として100万円を支払った。つまり、本件事故がなかった場合のXには100万円が残っており、本件事故があった場合のXには100万円が残っていないといえる。したがって、100万円の「損害」が「生じた」ことに当たる。

「よって」といえることについて、Xは、本件事故により、両足を骨

1 折し、入院費用として100万円を支払った。したがって、当該要件に
2 当たる。

3 「過失」があることについて、「過失」とは、結果回避義務違反のこと
4 をいう。本件では、Yは、自動車を運転していた。つまり、人に自動車
5 を衝突させないようにするための前方注視義務としての結果回避義務が
6 あったといえる。それにもかかわらず、Yは、スマートフォンの操作に
7 夢中になっており、前方を注視していなかった。つまり、上記結果回避
8 義務違反といえる。したがって、当該要件に当たる。

9 3 「損害を賠償する」について、Yが100万円を支払うことは、当該
10 効果に当たる。

11 4 よって、Xは、Yに対し、100万円の支払を請求することができる。
12 以 上